

大社2021発行22号

令和3年12月8日

組合員 各位

大分県社交飲食業生活衛生同業組合

理事長 佐藤昭次郎

事業復活支援金のご案内

標記の支援金が11月19日に閣議決定いたしました（2,8兆円）

対象者は新型コロナウイルス感染症の影響で2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上が、前年または前々年の同月比50%以上または30%～50%減少した事業者です。（少し景気が回復しているので、30%以上減少しないお店も多いと思いますが、その方は対象外となります）

個人事業者 ①30～50%減少 30万円 ②50%以上減少 50万円

法人（売上1億円以下）①30～50%減少 60万円 ②50%以上減少 100万円

必要書類は一時支援金と同じ確定申告書、売上台帳、本人確認書類写し、通帳の写し等ですが必要書類が追加される可能性があります。

申請開始は11月24日以降となっておりますが、まだ詳細は発表されていません、分かり次第お知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症の状況次第で今後3月までに時短要請が出たりすれば、現在対象外または50%以下でも、対象者、50%以上減少になりますので、しばらく様子を見て申請しても良いと思います。

※申請方法は電子申請ですので、自分で出来ない方又面倒な方は一時支援金同様に無料で申請手続き受け付けます。（行政書士費用は厚労省、全国生活衛生営業指導センターの予算）

その他

新年会の開催については新型コロナウイルス感染症の状況を見て、1月6日の理事会で判断いたします。